

一般社団法人 日本消化器病学会 理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局  
がん・疾病対策課肝炎対策推進室長  
( 公 印 省 略 )

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の見直しについて（周知）

都道府県を実施主体として平成30年12月から開始した「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」においては、年収約370万円以下のB型又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者について、肝がん・重度肝硬変の入院医療で、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が2月以上の場合に、3月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、高額療養費の限度額と1万円（患者の自己負担額）の差額を公費で助成しています。

令和6年4月から下記のとおり見直しを行うこととしており、見直し内容の概要に係る資料をお送りしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しの内容

対象月数の短縮等について

過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が3月目以降を助成対象としているものを、過去2年間で2月目以降を助成対象とします。

2. 添付資料

別添1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直しの概要

3. 肝がん重度肝硬変治療研究促進事業（厚生労働省HP）

本事業については下記を参照ください。

[肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

照会先

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課  
肝炎対策推進室

（電話代表）03(5253)1111

（内線 2948）

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（令和6年度～）の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを旨とした診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始、令和3年4月見直し）

## 現行制度の要件

- ・ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者であること
- ・ 年収が約370万円以下であること

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	15,000円

- ※1：多数回該当44,400円（12月以内に4回目以上）
- ※2：多数回該当24,600円
- ※3：年上限14.4万円  
後期高齢者2割負担の方については令和7年9月未まで配慮措置あり

- ・ 1月の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費（入院医療、外来医療）について、高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成月を含み過去12月で3月目から助成（3月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、患者の自己負担が月額1万円となるよう高額療養費の限度額と1万円との差額を公費で助成）

## 見直し内容（月数要件の変更）

- ・ 1月の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費（入院医療、外来医療）について、高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成月を含み過去24月で2月目から助成（2月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、患者の自己負担が月額1万円となるよう高額療養費の限度額と1万円との差額を公費で助成）

